

学校法人会計の特徴や企業会計との違い等について

〈学校会計基準の改正〉

学校法人会計は、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき経理処理が行われ、その会計書類（計算書類）は、①資金収支と②消費収支及び③貸借対照表により構成されていましたが、平成27年度予算から学校法人会計基準の改正に準拠した様式に変更となりました。

これまでの消費収支が事業活動収支と名称が変更となり、学生生徒等納付金等本業の教育活動に対する「教育活動収支」、受取利息等財務活動に対する「教育活動外収支」、資産売却等臨時的な活動に対する「特別収支」の3つの区分に表示しています。

資金収支は実際の資金の流れに基づき、また消費収支は学校運営の視点から表示され、さらに貸借対照表は、決算日（3月31日現在）の資産負債・基本金等の状況を示し、大学の財政状況を明らかにするものです。

〈学校法人会計の特徴や企業会計との違い〉

一方、企業会計では、①損益計算書と②貸借対照表そして上場企業においてはキャッシュフロー計算書が作成されます。営業活動の成績を損益計算であらわし、単年度の期間の事業状況を明確化し、経営成績を知ることで収益力を高めることに役立てようとするものです。

つまり、企業会計は営業活動の成績を損益計算であらわし、その年度の収益と費用を正しく捉えることを主たる目的としていますが、学校が営利を目的としない非営利組織であるため、学校法人会計では、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを捉えることに主眼があります。

学校法人会計にあって、企業会計にはない勘定科目の主なものには、「基本金」などがありますので、次に説明します。

学校会計の科目等について

学校法人会計で作成される各計算書類や記載される勘定科目の主なものと内容は次のとおりです。

[資金収支計算書] （※キャッシュフロー）

1. 当該会計年度中の教育研究活動等の諸活動に伴う、全ての資金収入・支出の内容を明らかにするもの。
2. 学校の諸活動に関わらず、実際に収入又は支出した資金について、その一部始終を明らかにするもの。

（1）[資金収入（支出）調整勘定]

資金収支計算において、当該年度の資金の動きを明らかにするため設けられた調整勘定。

- ① 収入の部「資金収入調整勘定」では、「期末未収入金」（本来、本年度に収入されるべきもので翌年度以降に入金される収入）や「前期末前受金」（本年度の入学金や授業料などで前年度に既に受け入れている収入）があります。

- ② 支出の部「資金支出調整勘定」では、「期末未払金」(翌年度以降に支払う支出) や「前期末前払金」(前年度までに支払った本年度分の支出) があります。

[事業活動収支計算書] (=損益計算書)

1. 一会计年度中の事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにするもの。
2. 事業活動における収支の均衡状態が保たれているか、計算・表示するもの。
*事業活動収支計算書には、資金は動かないが損益となるもの(減価償却費等)は含まれ、資金は動くが損益とならないもの(施設・設備関係支出等)は含まない。

(1) [事業活動収入] (借入金等学校法人の負債を含まない収入)

学生納付金(入学金、授業料等)・入学検定料等手数料収入・寄付金などの学校法人に帰属する収入。借入金収入や次年度に入学する学生の入学金・授業料等の前受金は当該年度の事業活動収入には含まない。

(2) [事業活動支出] (=その年の学校活動のために支出された諸経費)

人件費、教育研究経費、管理経費などの支出。退職給与引当金組入額や時間的経過による建物等の資産価値の減少額である減価償却額なども含む。

(3) [基本金組入前当年度収支差額 (事業活動収入-事業活動支出)]

かつての帰属収支差額に相当するもので、事業活動収入から事業活動支出を控除したものである。(予算時には予備費を併せて控除する)

(4) [基本金組入額]

学校法人が計画に基づき必要な資産を継続的に維持するための金額であり、学校法人会計基準では、第1号～第4号の基本金が定められている。

①第1号基本金：学校の設立時や規模の拡大時に設備投資に充てた金額の累計。
(校地・校舎・教育研究用備品等)

②第2号基本金：将来建設する校舎や土地取得の財源に充当するための資金。
(施設設備等整備準備資金)

③第3号基本金：基金として継続的に保持し、運用果実を奨学資金や研究資金等に充てる目的としているもの。

④第4号基本金：学校を維持する資金として、別に文部科学大臣が定める額。
(概ね1ヶ月の運転資金)

(5) [当年度収支差額(=基本金組入前当年度収支差額－基本金組入額)]

学校法人においては、経営を「利益の追求」という考えではなく、「収支のバランス＝均衡」が重視され、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出）から基本金組入額を控除した差額が当年度収支差額になる。なお、当年度収支差額に基本金取崩を加えた額が当年度における全体の収支差額となる。

(6) [学生生徒等納付金]

授業料、入学金等学生が納入したもの。収入のうち大きな割合を占める。

(7) [手数料]

入学検定料や証明書発行手数料等。

(8) [経常費等補助金]

国や地方公共団体などからの補助金。（文部科学省、私立学校振興・共済事業団、北見市等）

(9) [人件費]

教員・職員等の人件費。

(10) [教育研究経費]

教育・研究活動や学生厚生のための経費。

(11) [管理経費]

学校管理（総務・人事・経理等）業務や学生募集の広報など、教育・研究活動に直接該当しない業務に要する経費。